

審判登録の「休止」について

拝啓、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は(一社)愛媛県サッカー協会審判委員会の活動に対し、御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件について下記の通り申し合わせるここといたします。

敬具

記

1. 審判登録休止について

翌年度以降、仕事などの都合で国内にいない方や長期の病気治療等で審判活動ができない審判員が所定の申請を行い、審判委員会が認めれば審判登録の「休止」ができる。

【補足事項】

- ・ 審判登録の「休止」とは、審判員として次年度以降の登録を休止することである。(例：2012年度の「登録審判員」で2013年度の審判登録を「休止」する者は、2013年3月31日までは審判員として登録され、2013年4月1日より審判登録が「休止」となります。)
- ・ 審判登録休止の申請が認められた審判員は、審判登録が「休止」となり、「更新講習会」及び「登録料の納付」が免除されるが、審判活動はできません。
- ・ 「休止」期間中は、審判証や競技規則の送付はありません。また、Kickoffサイトの利用もできません。
- ・ 「休止」は、1年単位です。「休止」年度中に「休止」の事由が解消され、審判活動が可能になった場合でも、「休止」年度中は審判活動ができません。(年度途中での「休止」の解除はできません。)

2. 休止対象者

翌年度以降、下記の事由で審判活動が困難な審判員

- ① 長期の海外勤務(海外出張)
- ② 長期の病気治療
- ③ 妊娠・出産、育児
- ④ その他、審判委員会が認める理由

3. 審判登録の「休止」の申請について

- ① 協会のホームページから「審判登録休止申請書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、休止の前年度の2月28日までに協会に申請する。(申請は年中受け付けますのでお早目の提出をお願いします。)
- ② 複数年間休止を希望される方も毎年、期日までに申請書を提出すること。
- ③ 申請までに翌年度の「登録料」を納付されている場合は、所定の手数料を差し引いて「登録料」を返金します。

4. 審判登録の「休止解除」について

- ① 「休止」を解除するには、翌年度の「更新講習会」の受講し、翌年度の「登録料」の納付が必要です。
- ② 協会のホームページから「審判登録休止解除申請書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、協会に申請する。(「更新講習会」の予定は、協会のホームページで確認して下さい。)
- ③ 「更新講習会」では最新の競技規則が必要です。持っていない方は必ず購入して下さい。(講習会当日、講習会場で販売します。)
- ④ 但し、「休止解除」の申請書提出時に翌年度の「更新講習会」が終了している場合は、審判委員会が別途定める「審査」に合格し、翌年度の「登録料」を納付すれば翌年度からの審判活動を認めることがある。

5. 問合せ先

(一社)愛媛県サッカー協会 TEL:(089)990-3663 FAX:(089)990-3883

E-mail:efa@mocha.ocn.ne.jp

以上